

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議設置要綱

(設置)

第1条 財政状況や施設の建替え需要等を踏まえ、公共施設を有効かつ効率的に活用するために、豊橋市ファシリティマネジメント推進会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次に掲げる事項を処理する。

2 ファシリティマネジメントに係る重要事項に関すること。

(構成)

第3条 会議は、会長、副会長及び会員をもって構成する。

2 会長、副会長及び会員には、別表1に掲げる者をもって充てる。

(会長及び副会長)

第4条 会長は、会議を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、必要に応じ会議を招集し、会議の議長となる。

(幹事会)

第6条 会議に、幹事会を置く。

2 幹事会は、会議で審議する所掌事項について検討及び調査研究する。

3 幹事会は、幹事長及び幹事をもって構成し、別表2に掲げる者をもって充てる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、所掌事務に係る関係部長等を出席させることができる。

(検討会議)

第7条 幹事長は、必要があると認めるときは、検討会議を設置することができる。

2 検討会議は、会議で審議する具体的事項について検討及び調査研究する。

3 検討会議は、幹事長が指名する関係課長等により構成する。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、財務部公共施設再編室において行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年10月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表 1

別表 2

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議

豊橋市ファシリティマネジメント推進会議

「幹事会」

役 職	職 名
会 長	副市長*
副 会 長	副市長
会 員	教育長
〃	危機管理統括部長
〃	総務部長
〃	財務部長
〃	企画部長
〃	市民協創部長
〃	文化・スポーツ部長
〃	福祉部長
〃	こども未来部長
〃	健康部長
〃	環境部長
〃	産業部長
〃	建設部長
〃	都市計画部長
〃	総合動植物公園長
〃	市民病院事務局長
〃	上下水道局長
〃	消防長
〃	教育部長

計 2 1 名

役 職	職 名
幹 事 長	財務部長
幹 事	行政課長
〃	財政課長
〃	公共施設再編室長
〃	政策企画課長
〃	建築課長
〃	都市計画課長

計 7 名

※会長は豊橋市副市長事務分担規則（令和 7 年豊橋市規則第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に掲げる副市長とし、副会長は同規則第 2 条第 1 項第 2 号に掲げる副市長とする。